

小動物外科専門医協会規約

平成 18 年 6 月 23 日 制 定
 平成 21 年 1 月 11 日 一部改正
 平成 21 年 6 月 26 日 一部改正
 平成 24 年 6 月 8 日 一部改正予定

(名称と事務所)

第 1 条 この協会は、獣医麻酔外科学会を基盤とする日本小動物外科専門医協会 (Japanese College of Veterinary Surgeons (JCVS) : 以下、「本協会」という。) と称し、事務所を東京都文京区弥生 1-1-1、東京大学大学院農学生命科学研究科獣医外科学研究室内にある獣医麻酔外科学会内に置く。

(目的)

第 2 条 本協会は、小動物外科専門医を養成し、もって小動物外科学の臨床ならびに学術の発展に寄与することを通じて、動物の福祉と社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小動物外科学の臨床ならびに学術の発展に関する事項
- (2) 小動物外科専門医の育成に関する事項
- (3) 獣医外科学の卒後教育に関する事項
- (4) 本協会に対応する海外の組織との国際交流に関する事項
- (5) 本協会の活動についての広報に関する事項
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事項

第 4 条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議を経て規約施行細則で別に定める。

(会員)

第 5 条 本協会の会員は、以下の専門医からなる。

- (1) 小動物外科専門医
- (2) 小動物外科設立専門医
- (3) 小動物外科名誉専門医
2. 専門医は、別に定める研修プログラム制度またはそれに代わる資格審査によって専門医試験受験資格を得て試験に合格した獣医師、および外国において理事会で別に定める専門医資格を有し、理事会で別に定める資格審査申請書等に審査料を沿えて本協会に入会を申請して認定された獣医師。
3. 設立専門医は、本協会設立時に資格審査によって認定された獣医師。
4. 名誉専門医は、別に定める内規によって正会員の中から推薦され、総会によって承認された獣医師。
5. 専門医および設立専門医を正会員とし、名誉専門医を名誉会員とする。
- 6. 正会員は、理事会で別に定める更新制度に従って、5 年ごとに会員の更新のための資格審査を受けなければならない。(6. 新規追加)**
- 7. 正会員が退会を希望する場合には、理事会に申し出て退会することが出来るものとする。**

(役員)

第 6 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名および副会長 2 名を含む 10 名以上 12 名以内の理事
- (2) 監事 2 名
2. 役員は、総会において正会員の中から選出する。
3. 役員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。 **以下、最後条文第 13 条まで変更なし**